

お客様各位

茨城県南水道企業団水道事業における給水加入金の特別措置について

令和4年4月1日より加入金軽減の金額が下記のとおり一部変更となります。

(1栓につき)

A	表1 の要件を全て満たし、かつ 表2 の要件のいずれにも該当しない場合	<u>35,000円</u> 軽減
B	上記以外	5,000円軽減

表1

(1)	令和4年4月1日以降に新規水道加入の申込をする者
(2)	生活用水として水道を使用する者
(3)	一般住宅、二世帯住宅、集合住宅、兼用住宅のうちいずれかの使用形態で新規水道加入の申込をする者

表2

(1)	給配水管設備工事
(2)	先行引込工事のみの申込で宅内工事の申込を同時に行わない場合
(3)	既設給水管の増口径工事
(4)	その他、生活用水として水道を使用することが確認できない場合



詳しくは給水課までお問い合わせ下さい。



茨城県南水道企業団 給水課

0297-66-5133